

大村市給付型奨学金について

1 目的

学業成績が特に優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

2 応募資格

- (1) 大村市内に引続き1年以上住所を有する者又はその子女
- (2) 学校教育法に規定する大学1年生で、直近の大学入学共通テストの結果【国語（200点満点）・英語（リスニング100点満点・リーディング100点満点）・数学（2科目200点満点）】の3教科の合計得点が満点の90%以上）を成績通知表で証明できる者
- (3) 高等学校長が推薦する者
- (4) 経済的理由により修学が困難である者

【収入の目安】 ※世帯人数、状況等で基準額が異なります。

4人世帯（父母40代、本人18歳、高校生1人）で借家の場合
→家計支持者1人の場合、給与収入が550万円程度 あくまでも目安です。

3 給付要件

- (1) 世帯に市税の滞納がない者
- (2) 本市が貸与する奨学金の受給者又は受給決定者でない者
- (3) 他の制度による給付型の奨学金の受給者又は受給決定者でない者

4 給付額 月額5万円

5 給付期間 奨学生が在学する大学の正規の修業期間

【これまでの給付実績】

H24年度……採用1人（応募1人）（H27年度卒業）

H25・26年度…応募なし

H27年度……採用なし（応募4人）

H28・29年度……応募なし

H30年度……採用1人（応募1人）

R1・2・3年度……応募なし

令和元年度に辞退、H30のみ給付